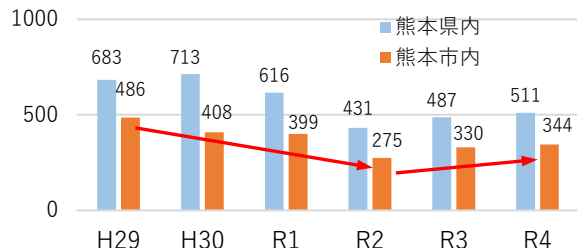


- 令和4年10月1日から「（改正）熊本市自転車安全利用条例」が施行。本市における自転車利用者のヘルメット着用を努力義務化。
- 令和5年4月1日から「（改正）道路交通法」が施行。全国で自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となる。
- 現在、ヘルメット着用の周知啓発に取り組んでいるところ。

現況

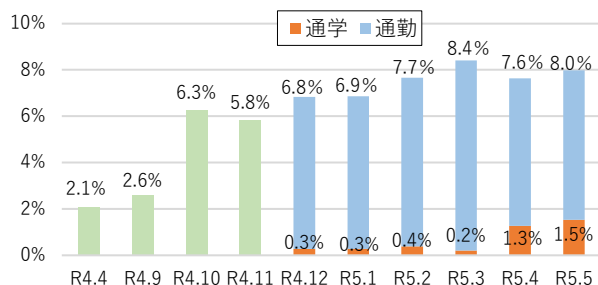
■ 自転車事故件数の推移（年間）

R2までは減少していたが、R3以降増加傾向。



■ ヘルメット着用率の推移（主要5路線 7時～9時）

着用率は7～8%で推移。通学は増加傾向。



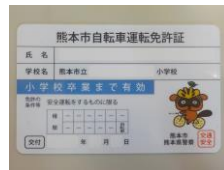
令和5年度の取組

広報・啓発活動

県警と連携して、小中学生をはじめとする利用者への交通安全教育や広報活動を展開



自転車教室



啓発グッズ作成
(免許証型の受講証)



交通安全運動



ポスター・チラシ



キャンペーン

自転車安全利用モデル校

- ・市内の各高校を対象に、ヘルメット着用推進に関するアンケート調査を実施。（R5.1）
- ・ヘルメットに触れる機会を創出し、関心のある高校や生徒から、印象を変えていく。
- ・令和5年度は5校程度で実施する。



○主な取組

- ・ヘルメットモニター
- ・校内での啓発活動
- ・合同ワークショップ など

自転車通勤推進事業所

- ・企業を通じて、通勤者に直接情報の提供と支援を行い、着用率を上げる。
- ・並行して自転車通勤を増やす施策にも注力し、着用数の増加を図る。
- ・令和5年度は5社程度を支援する。



○主な取組

- ・ヘルメットモニター
- ・社内での啓発、交通安全研修 など

令和4年度

令和5年度

令和6年度以降

自転車安全利用モデル校

- ・生徒会とのワークショップなど



モデル校
募集・認定

- ・アンケート調査
- ・生徒モニターにヘルメットを提供

- ・モデル校合同WS
- ・校内啓発活動

- ・アンケート調査
- ・新年度の活動検討

(モデル校) ヘルメット着用推進

第2期モデル校を募集

自転車通勤推進事業所

- ・企業版モニター（6社）
- ・通勤状況調査など

制度設計

- ・募集
- ・認定

- ・社員モニターにヘルメットを提供

- ・事業所内での啓発活動
- ・交通安全研修 など

優秀な事業所を表彰

第2期推進事業所を募集